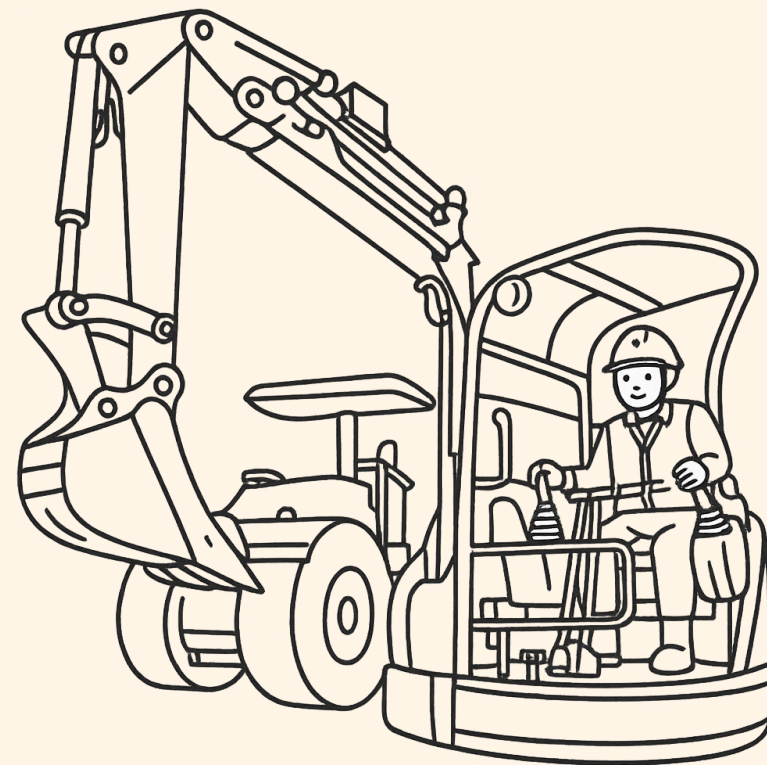


KURAKEN

作業現場でのルール

「安全はすべてに優先する」



安全意識



作業者すべてが
人権を尊重し、
労働環境の改善に努め、
快適な職場環境を目指す。

(大声や怒鳴り声などで必要以上に現場の緊張を高めるようなことはしないこと)



すべての作業において、
法令順守と安全第一
の意識をもって取り組む。



指示された作業であっても、**危険と判断した場合には作業を中断**して、責任者を含めて作業方法などを**再検討**する。

安全基本ルール



- ヘルメット、安全靴、反射ベスト、手袋は必ず着用し、**肌の露出がない服装**とする。作業内容に応じて保護メガネなどを着用する。
- 現場内、作業箇所、車両などの**清掃・整理・整頓**を心がけ、現場内外に資機材、廃棄物が散乱しているようなことが無いようにする。
- 日光などで視界不良などが想定される場合には、**サングラス**を使用する。
- 有資格者が必要な作業は必ず有資格者が行い**、作業時には**資格者証**を携帯する。
- 原則、一人作業は禁止とする。（一人作業の場合には、現場責任者が定期巡回を行う）

安全基本ルール（続き）

重機及び車両の死角に入らないようにし、運転者から見える位置に必ずいること。また車両及び重機に対し背を向けることがないようにする。

重機や車両の直前・直後や近接箇所での横断や作業は行わない。

誤作動や運転への支障になるため車両及び重機内に余計なものは置かない。
（ごみ、スコップなど）

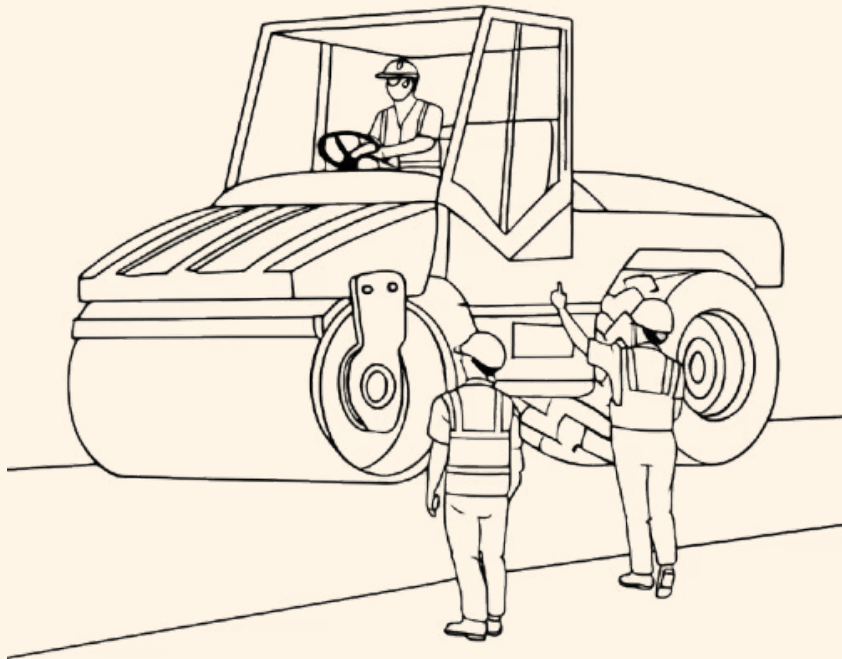
作業指示書を作成し、作業員全員が当日の作業を理解してから、KY活動後に作業を開始する。

体調不良者は、現場責任者に速やかに報告する。

喫煙、食事などは現場のルールに従う。
（作業中の喫煙は禁止とし、喫煙は指定場所のみとする）

他業者、近隣住民などとトラブルになった時は、現場責任者へ報告する。

高所及び掘削箇所への上り下り時には、フルハーネスを着用しベルブロックを使用する。



重機作業



◆ コミュニケーション ◆

- 重機作業時のオペレーターと手元作業者とのやり取りは、**トランシーバーでのやり取りを基本**とする。
- クラクションのみでの合図が分かりづらい場合には、**オペレーターが直接合図や指示**を行う。

◆ 安全操作 ◆

- 重機の乗り降りは、**3点支持**にて行う。
- **毎日点検**をおこない、不良箇所はすぐに現場責任者に報告する。
- 人や車両などが接近してきた場合や重機のエンジンがかかった状態で待機する場合（クレーンフックの出し入れ、吊り状態での待ちなど）や人などが接近し一時的に止まる際には、**安全レバーを解除し、操作レバーから完全に手を放し、誤作動を防止**する。

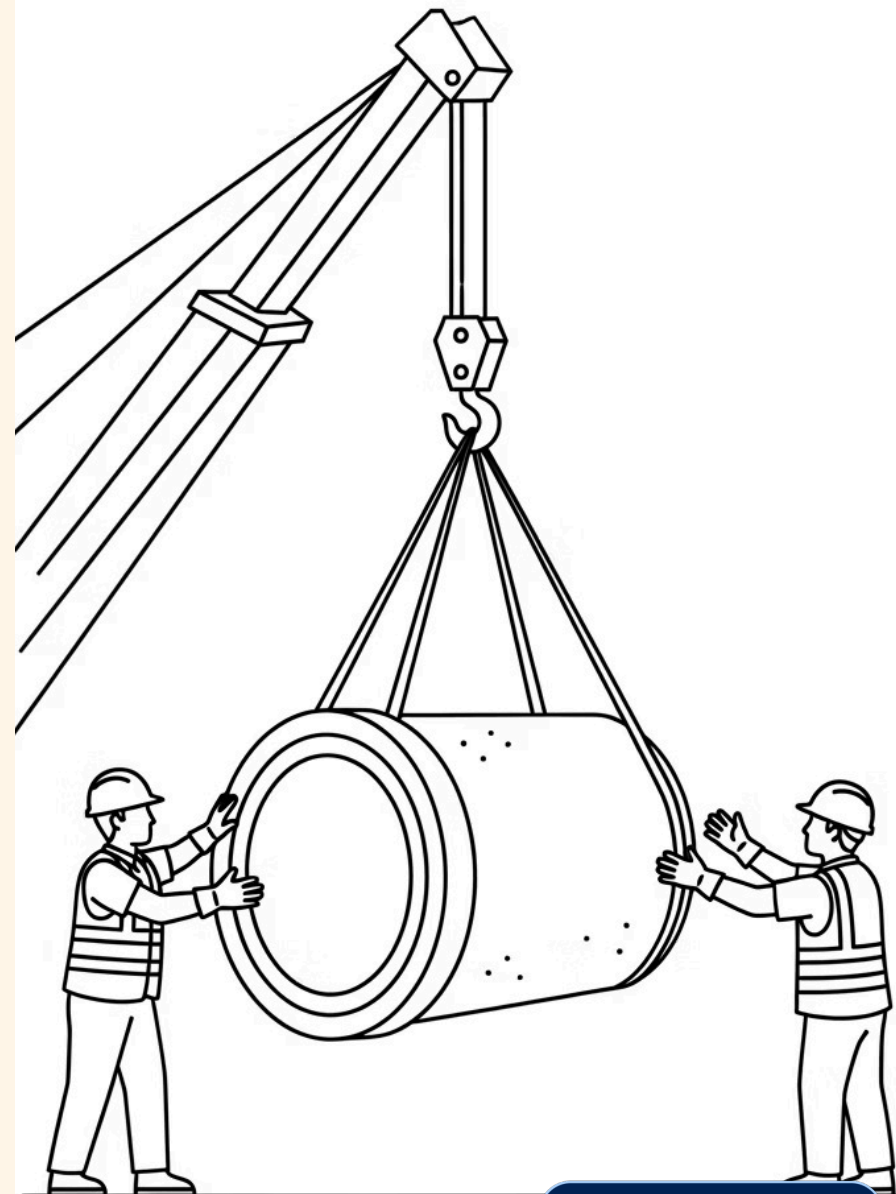
重機作業（続き）

吊り作業時には、オペレーターは合図者からの**合図がなければ操作しない**。（合図者はオペレーターが指定し、複数で合図は行わない）

重機が旋回を伴う作業を行っている時は、**周辺作業者は死角に入りやすい**のでオペレーターから指示があるまで重機に近づかない。

オペレーターは**服装に注意**し、服が操作レバーに**引っかかって誤作動**が発生しないように注意する。

重機は急に前後進することがあるので、**近寄らない**。**近づく時は**、オペレーターからの合図を待ち、**停止してから**近づく。



車両運転



停車時の安全

- 停車時には、**右前輪に歯止め**を実施する



規制帯進入

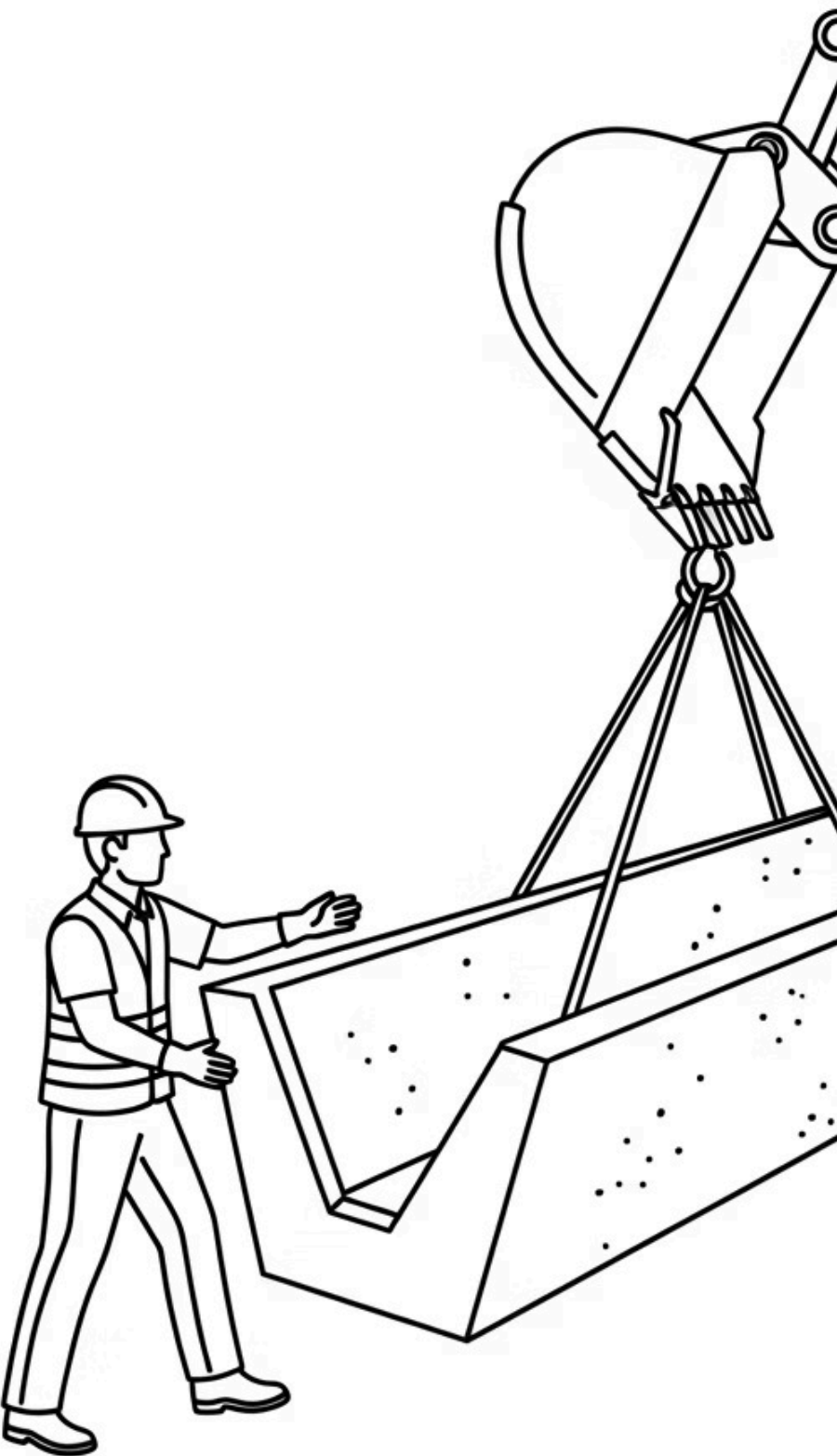
規制帯に進入する時は、**ハザードランプを点滅**させながら、徐行しながら進入すること。（後方車両を規制帯の中に連れてこないように注意する）



後進時の注意

全車両（工事車両・通勤車両）、後進時には**運転席、助手席の窓を開けて周囲の音が聞こえる**ようにし、**ハザードランプを点滅**させた状態で行う。

- 誘導時は、**運転席側で合図**を行い、**運転者は誘導者の位置を常に確認**し、誘導者の姿が**見えない時は動かない**。
- 重機に向かって後進する時は、基本重機の**中心に車両の中心が合う**ようにする。（それ以外の場合にはオペレーターから指示・合図を行う。）
- 車両の一時停車中（荷の積込み、移動待ちなど）は、**ギアを抜いた状態**にする。（ギアを入れて、クラッチを踏んだ状態だと誤作動の恐れがあるため。）



吊り作業

吊り具の点検を実施する。
(破損がある場合には使用を中止し、現場責任者に報告する)

吊り作業時には、吊り荷との間に挟まれないように周囲を確認しながらおこない、吊り荷と壁や物の間には立ち入らないようにする。

吊り荷は必ず落下するという意識して作業を行い、手元作業者は吊り荷が落下しても大丈夫な位置にいる。

吊り荷は、急に揺れたり、降下したりするという意識して作業をおこなう。

吊り作業時オペレーターは、必要以上に吊り荷を上げない。

バックホウにて吊り作業を行う時は、移動式クレーン仕様で行い、吊り荷からバケットまでの距離を1.5m以上確保する。

吊り荷の下には入らない。

吊り作業時は、介錯ロープを使用する。

掘削作業

◆主任者の選任

1.5m以上の掘削作業時には、地山掘削・土留め支保工の作業主任者を選任する。

◆施工順序の検討

掘削箇所を**重機や車両で跨ぐことがないように**施工順序を検討する。（跨ぐ必要がある場合には、土留めや鉄板などで養生をおこなう）

◆転落防止対策

掘削開口部への転落防止対策として、**開口部の端から2mの位置に立ち入り防止対策**を行い、開口部があることを明示する。

◆昇降設備の設置

掘削箇所には昇降設備を設置し、上り下りの際は、フルハーネス着用でベルブロックを使用し昇降設備にて行う。

